

第 50 回学生弓道合同研修会 議事録

於：帝京大学八王子キャンパス SORATIO SQUARE S315 教室

日時：令和 6 年 12 月 7 日（土）、8 日（日）10 時 30 分～17 時

司会：東京都学生弓道連盟委員長 宮良

書記：小林 昂聖
藤井 航平
望月 駿一郎
漆原 優美

議題

《一日目》

1. 開会挨拶
2. 表彰式
3. 研修会の目的
4. 定足数確認
5. 副会長改選
6. 2025 年事業計画
7. ブロック分け抽選会
8. リーグ戦運営について
9. 本連盟規約改正
10. 全体を通じた質疑応答

《二日目》

1. 定足数確認
2. 本連盟規約改正
3. 全日本学生弓道連盟よりお知らせ
4. 第 55 回全関東学生弓道選手権大会について
5. 役員派遣負担金について
6. 2025 年度新役員募集について
7. 新人戦について
8. 告知・注意喚起
9. 全体を通じた質疑応答

《一日目》

1. 開会挨拶

東京都学生弓道連盟副会長 加藤善行先生

2. 表彰式

第70期リーグ戦・女子部リーグ戦 リーグ優勝校による優勝杯返還並びにレプリカ授与

男子

I部優勝校	法政大学
II部優勝校	慶應義塾大学
III部A優勝校	東京工業大学
III部B優勝校	東京農業大学
IV部A優勝校	芝浦工業大学
IV部B優勝校	明星大学
IV部C優勝校	一橋大学
V部A優勝校	青山学院大学
V部B優勝校	成城大学
V部C優勝校	武蔵大学

女子

I部優勝校	桜美林大学
II部A優勝校	中央大学
II部B優勝校	法政大学
III部A優勝校	立正大学
III部B優勝校	創価大学
III部C優勝校	明星大学
IV部A優勝校	東京都市大学
IV部B優勝校	日本女子大学
IV部C優勝校	明治学院大学
V部A優勝校	芝浦工業大学

以上を代表し、

第70期リーグ戦I部優勝校法政大学、

第70期女子リーグ戦I部優勝校桜美林大学による優勝杯返還並びにレプリカ授与

第71期リーグ戦・女子部リーグ戦優勝校表彰

男子

I部優勝校	法政大学
II部優勝校	日本大学
III部A優勝校	立教大学
III部B優勝校	東京都立大学
IV部A優勝校	成蹊大学
IV部B優勝校	工学院大学
IV部C優勝校	東京理科大学
V部A優勝校	国士舘大学
V部B優勝校	東京工科大学
V部C優勝校	立正大学

女子

I部優勝校	日本大学
II部A優勝校	東京農業大学
II部B優勝校	立教大学
III部A優勝校	一橋大学
III部B優勝校	國學院大學
III部C優勝校	上智大学
IV部A優勝校	工学院大学
IV部B優勝校	武蔵大学
IV部C優勝校	東京都市大学
V部A優勝校	東京経済大学
V部B優勝校	お茶の水女子大学

以上の大学に、賞状並びに優勝杯授与

第71期リーグ戦・女子部リーグ戦個人的中率上位者表彰

男子

1位	佐藤 蒼 さん	(早稲田大学 1年)
2位	繁田 舟蔵さん	(早稲田大学 1年)
〃	増田 啓吾さん	(慶應義塾大学 2年)
4位	若林 優弥さん	(明治大学 3年)
〃	藤森 翔 さん	(桜美林大学 4年)
6位	森岡 優介さん	(法政大学 3年)
〃	久富 純 さん	(東洋大学 4年)
8位	増田 皓太さん	(明治大学 3年)
9位	杉本 諭哉さん	(東京工科大学 2年)
10位	坂本 翔 さん	(法政大学 1年)
〃	茅野 麗司さん	(桜美林大学 1年)
〃	中嶋 一郎さん	(桜美林大学 1年)
〃	家田 翔平さん	(早稲田大学 3年)
〃	工藤 拓海さん	(日本大学 2年)

女子

1位	吉岡 美紀 さん	(日本大学 1年)
2位	林 里穂 さん	(日本大学 1年)
3位	見米 彩 さん	(明治大学 4年)
〃	加藤 ほの美 さん	(明治大学 2年)
5位	赤澤 千咲 さん	(桜美林大学 1年)
〃	佐野 華 さん	(桜美林大学 1年)
7位	北郷 亜香里 さん	(立教大学 1年)
8位	竹林 紗良 さん	(日本女子体育大学 4年)
〃	宮川 蒼依 さん	(明治学院大学 2年)
10位	齋藤 和音 さん	(明治大学 1年)
〃	川村 琴子 さん	(東京都立大学 2年)
〃	河尻 佳純 さん	(東京農業大学 4年)

以上を代表し、

男子個人的中率第1位佐藤蒼さん(早稲田大学1年)

女子個人的中率第1位吉岡美紀さん(日本大学1年)に賞状並びに楯授与

第71期リーグ戦・女子部リーグ戦新人賞表彰

男子

- 1位 佐藤 蒼 さん (早稲田大学 1年)
- 2位 繁田 舟蔵 さん (早稲田大学 1年)
- 3位 坂本 翔 さん (法政大学 1年)
- 〃 茅野 麗司 さん (桜美林大学 1年)
- 〃 中嶋 一郎 さん (桜美林大学 1年)
- 〃 工藤 拓海 さん (日本大学 1年)

女子

- 1位 吉岡 美紀 さん (日本大学 1年)
- 2位 林 里穂 さん (日本大学 1年)
- 3位 赤澤 千咲 さん (桜美林大学 1年)
- 〃 佐野 華 さん (桜美林大学 1年)

以上を代表し、

男子新人賞第1位佐藤蒼さん (早稲田大学 1年)

女子新人賞第1位吉岡美紀さん (日本大学 1年) に賞状並びに楯授与

第71期リーグ戦・女子部リーグ戦皆中賞

男子

- 若林 優弥 さん (明治大学 3年)
- 藤森 翔 さん (桜美林大学 4年)
- 茅野 麗司 さん (桜美林大学 1年)
- 中嶋 一郎 さん (桜美林大学 1年)
- 佐藤 蒼 さん (早稲田大学 1年)
- 繁田 舟蔵 さん (早稲田大学 1年)
- 山田 八滝樹 さん (慶應義塾大学 4年)
- 増田 啓吾 さん (慶應義塾大学 2年)
- 石井 啓斗 さん (日本大学 2年)
- 高橋 良汰 さん (中央大学 3年)
- 久富 純 さん (東洋大学 4年)
- 杉本 諭哉 さん (東京工科大学 2年)

女子

- 林 里穂 さん (日本大学 1年)
- 吉岡 美紀 さん (日本大学 1年)
- 見米 彩 さん (明治大学 4年)
- 加藤 ほの美 さん (明治大学 2年)
- 北原 梨子 さん (専修大学 4年)

講評

東京都学生弓道連盟副会長 加藤善行先生

3. 研修会の目的（委員長 宮良）

- ・ 学生弓道の現状を考察し、今後の問題点を明らかにする。
- ・ 連盟加盟校間の親睦と交流を図る。
- ・ 加盟校と学連の親睦と交流を図る。
- ・ 弓道に関する認識を深める。

4. 定足数確認（委員長 宮良）

連盟規約 《定足数》 第十九条

「総会は加盟校の三分の二以上の出席、または委任状の提出がなければこれを開くことができない。」

加盟校 52 校のうち 50 校の出席、1 校からの委任状を確認。

加盟校 2/3 以上参加のため、総会開催条件を満たす。

質疑応答

質問なし。

議決に関する根拠

連盟規約 《議決権の行使》 第二十一条

「総会の議決権は各大学一票とし、各大学の代表者一名がこれを行行使することが出来る。」

連盟規約 《議決の方法》 第二十二条

「総会の議決は加盟校の過半数でこれを決議し、可否同数の場合は議長に一任する。但し、本規約の改正は第二十三条、議決を要する懲戒処分については第二十八条に従う。」

5. 副会長改選

任期満了により、引き続き

副会長：木島陽子先生（日本大学 OG）
が推薦された。

議決

全会一致で可決された。

6. 2025 年事業計画（委員長 宮良）

2025 年度版連絡用 LINE オープンチャットへの入室のお願い

※みだりに招待・拡散しないこと。

※通知をオンにすること。

幹部名簿提出のお願い

- ・有事の際に各校の責任者に直通する連絡先を参照する場合がある。
- ・テンプレートに必要な事項を記入すること。
- ・PDF 化したものを提出フォームから提出すること。
- ・**提出期限：12 月 15 日（日）**

電話番号登録のお願い

- ・都学連事務所：**03-6910-0791**

※電話帳に連絡先を登録しておくこと。

第 71 期新人戦・女子部新人戦

- ・トーナメント抽選会 2025 年 2 月 8 日（土）
- ・試合日程① 3 月毎週日曜開催
- ・試合日程② 3 月土日開催
- ・試合日程は参加校の会場貸出状況による。

※3 月すべての週末が試合日となる可能性がある。

第 63 回百射会・女子部記録会

- ・ 対面開催
- ・ 開催日時は申請中
- 第一候補
 - 記録会 5月4日(日)
 - 百射会 5月5日(月)
- 第二候補
 - 記録会 4月26日(土)
 - 百射会 4月27日(日)

第 55 回全関東学生弓道選手権大会

- ・ 個人戦予選(男子・女子)
5月17日(土)、18日(日)
オンライン開催(於 加盟校道場)
- ・ 団体戦予選、団体戦決勝トーナメント(中盤まで)
6月14日(土)
対面開催(於 日本武道館)
- ・ 団体戦決勝トーナメント(決勝まで)、OB 対抗戦、個人戦決勝射詰
6月15日(日)
対面開催(於 日本武道館)

第 72 期リーグ戦・女子部リーグ戦

- ・ 開催期間
試合日程: 2025年9月7日(日)を第I週として予定
第71期から一週間早める
- リーグ戦を10月中に終わらせるため。
- ・ 開催形式
全日程対面開催(予定)

第 37 回全国大学弓道選抜大会出場校一覧

男子

日本大学

早稲田大学

法政大学

慶應義塾大学

桜美林大学

中央大学

明治大学

東京都立大学

東京大学

東京科学大学（旧東京工業大学）

女子

桜美林大学

日本大学

明治大学

東京農業大学

立教大学

早稲田大学

東京大学

法政大学

中央大学

専修大学

明星大学

質疑応答

[桜美林大学より質問]

全関東大会の個人戦予選と特別学生臨時中央審査会の日程が被っている。個人戦予選の日程を変更することは可能だろうか。

1 週前倒しにすると記録会百射会の翌週になる可能性があり学連側の準備が間に合わないこと、後ろ倒しにすると全関東大会に向けた準備が間に合わないことを考慮すると、日程変更は現実的ではない。

7. ブロック分け抽選会(委員長 宮良)

ブロック分け抽選会

実施目的

同リーグ内で複数ブロックが存在するリーグにおいて、組み分けを行うため。

実施方法

議場前方において、呼び出された大学の代表者が集合する。

矢振りを通してブロックに振り分ける。

矢振りにはトーナメント抽選などで使用しているくじを使用する。

加盟校改称と脱退

加盟校改称

東京工業大学→東京科学大学

加盟校脱退

東京医科歯科大学

【13時～14時半まで休憩】

8. リーグ戦運営について（委員長 宮良）

道場貸出

発議背景

- ・ 昨期の研修会において、会場貸出校が足りない現状について伝えたが今期も改善せず、競技校の増加等でさらに状況は悪化している。
 - ・ 持続可能な大会運営ができる会場校数ではない。
- 会場校として前向きに協力してもらえる取り組みが必要である。

会場貸出の減少による弊害

- ・ 移動費や時間的負担が生じる（千葉や埼玉にある会場も使うことになる）。
- ・ 一部の学校に負担が集中する（的貼り、人員、手続き）。
- ・ 貸し出していない学校との公平性に欠ける。
- ・ 女子の午前、午後試合が発生する。
- ・ 対面開催ができなくなる可能性がある。

データ

- ・ 会場校数

コロナ禍前 34 校

昨期 28 校

今期 28 校

- ・ 一校あたりの平均協力週数

コロナ禍 3.94

昨期 4.35

今期 4.79

- 会場貸出に協力してくれた加盟校の道場はほぼ全て、I～V週の全日程で使用するような形となっている。
- 特定の協力的な加盟校への負担が集中してしまっている。

使用不可理由一覧

- ・大学から許可が下りない。
- ・設備に不備がある（巻藁や審判席がない、的と射場の距離が規定に満たない、老朽化が進んでいる、安土の整備ができていない）。
- ・人員が不足している。
- ・専有道場がない。
- ・仮設安土で組み立てに人員と時間がかかる。

連盟としての見解

- ・コロナ禍前は現在と比べてかなり心理的ハードルが低かった様である。
(立合派遣と同じ感覚)
- ・コロナ禍を経て大学における規制が強化された影響は大きい。
- ・全参加校が会場を貸出し合って大会が成立するのが理想である。

ディスカッショントピック

- ・道場貸出のハードルの高さ
- ・道場貸出について自校の現状共有
- ・会場校の増加を見込める案を具体的に考える
(例：会場校に対してのインセンティブ、会場を貸出せない大学へのペナルティ等)

ディスカッション結果への返答

・試合可能な道場の最低基準が分からない。

→本連盟から会場として貸し出せる条件について明記しようと考えている。例えば、巻藁や主審席の有無はあまり関係が無いと考えている。また、的数に関しては附矢時間の延長が可能であるため4的あれば十分だと本連盟では考えている。

・コロナ禍前に道場を貸していたのに、今は貸してくれない大学に対して交渉をするのが効率的ではないのか。

→そのような大学に対しては、本連盟から交渉するというものを検討していきたい。

・的を会場校に提供したり、的を競技校が準備して持参したりしてはどうか。

→競技校が試合用の紙的を忘れてしまった場合、試合自体ができなくなる可能性がある。ただ、附矢用の的を各校で持参するというのは検討の余地がある。

・人員不足により貸し出しが難しい大学に対して、空き週に貸し出しをお願いしてはどうか。

→次のリーグ戦では貸し出しをお願いする形をとりたいと考えている。

・専有道場がない大学は、普段利用している公用の道場が使えないか交渉したり、学連側で連盟として公用の道場を借りたりしてほしい。

→リーグ戦で、競技校の素行の悪さに対して連盟側に何件か会場貸出校から苦情が来ているという現状を踏まえると、公用の道場を借りることは現実的ではない。実際、以前リーグ戦で公営道場を利用した際に苦情が来たという事例もある。

・貸出状況に応じて、的提出の数を増減させたりするのはどうか。

→都学連主催の大会で実施するか否か検討したい。

立合講習会

実施背景

- ・第70期リーグ戦において対面開催への移行により懲戒処分が増加した。
 - ・懲戒処分は的中の外れ処理が主な原因であった。
- 競技本来の目的にそぐわない外れ処理の撲滅による競技環境の整備が必要である。

懲戒処分発生理由一覧

- ・漢字間違いにより正しく通知されていなかった。
- ・都学連指定の書類を使用しなかった（昨年度のもの・新人戦のものを使用するなどした）。
- ・競技校が交代届を1枚のみ立合に提出し、立合もそのまま受理して試合を進めてしまった。
- ・リーグ期間中に本連盟の許可無く他校の道場で練習を行った。

立合懲戒の規約

連盟規約 《立合に対する懲戒》 第六十二条、第九十二条

「立合に不都合な行為があった場合、本連盟は試合当事校・立合の双方から事実確認の上、第二十八条に基づいて立合校に懲戒を行うことができる。」

連盟規約 《懲戒処分》 第二十八条

② 二、「正当な理由抜きに

ロ、試合等の運営に重大な支障をきたした場合は、始末書に加え、及ぼした支障の程度等に基づき五千円～二万円罰金を徴収する。」

立合懲戒の当連盟の見解

- ・立合は現場における最高責任者（連盟規約第三十六条第三項）である。
- ・懲戒は、二度と発生してほしくないトラブルが発生した際に再発防止意識を持ってもらうために科すもの。

→弓道の競技性が脅かされる類いの事案（的中の外れ処理など）が発生した試合の立合は、原則懲戒処分を行う。

懲戒の基準

- ・ 的中の外れ処理のみ：
大会要項、立合講習会の内容を厳守していたが防げなかった。
(例：競技校が勝手に矢に触れた。介添が二人以上本座線より内側に侵入した。)
- ・ 懲戒処分：
大会要項・講習会の内容に準拠せず、何か問題が起きてしまった場合。
(例：立順用紙を照合せずに入場させる。)
- ・ 嚴重注意：
試合を進行していたら懲戒のリスクがあった場合。
(例：本人照合をせずに入場させる。)

立合講習会の目的と意図

- ・ 立合という立場の重要性への理解を深めるため。
- ・ 競技校としてミスがないように心掛けるべき点を把握するため。

内容

重要な条項について読み合わせと質疑応答、ケーススタディも実施している。

※参加校の出席を義務化している。

(立合をやることになる人、立合の仕事を教える立場になる人)

結果

- ・ 立合業務への理解度は高まった（それでも懲戒件数はそこまで変化しなかった）。
- ・ 各校の立合業務への認識を改めて考え直す必要がある。

ディスカッショントピック

- ・ 今期リーグ戦において、本連盟からの立合における説明や資料は十分であったか
- ・ 立合講習会の開催によってどのような変化を感じたか
- ・ 自校での立合業務の認識はどのようなものか

ディスカッション結果への返答

- ・修正液を用いてはいけないことを明記してほしい。
- 記入例や大会要項に訂正方法を指定している。禁止事項を要項に書き出すと文量が膨大になってしまうので、禁止事項のリストを見て把握するよりも本連盟から出している指示に従う方がミスは減ると考えている。
- ・動画や写真を使ったマニュアルがあると、もっと分かりやすいのではないか。
- 動画でのマニュアルは本連盟でも検討している。また、立合講習会に関しては議事録が本連盟のホームページに上がっているので、それを読んで立合業務への理解を深めてほしい。
- ・立合講習会は有意義だが、立合のみの意識が向上してしまっていて部内全体にその重要性が共有されていない。
- 立合講習会は立合のみの出席を義務づけていたが、部活内での責任者の出席を義務づけることも検討したい。
- ・師範台からの的が見えなかったりした。配慮がほしい。
- 師範席は移動しても良い。必ずしも二人師範席に座っている必要は無い。
- ・漢字のミスが多いのは、選手登録用紙の文字の見えづらさが関係しているのではないのか。
- 本連盟が印刷する紙のサイズを指示しているわけではないので、漢字が見やすいように適宜大きい紙で印刷してもらいたい。
- ・立合がいくら気を配っていても、競技校のミスで立合が罰則を受けるのは不条理ではないのか。競技校にも罰則を科すことで、試合運営の一員であるという認識を持たせてほしい。
- 本連盟としては、競技校への罰則は的中の外れ処理というので十分であると考えている。
- ・立合は必ず2人で行わなければならないのか。
- 立合は最低2人で行うというだけで、3人でも4人でも立合を行ってもよい。

9. 本連盟規約改正（委員長 宮良）

議決方法の確認

連盟規約 《規約の改正》 第二十三条

「本規約の改正は、総会において出席校の三分の二以上の議決を必要とする。」

- ・ 本研修会の出席校は、50 校である。
→ $50 \times 2/3 = 33.3\dots$
→34 校以上の賛成で、規約改正が成立する。

改正案① 一部誤植について

発議背景

- ・ 度重なる改正によって、一部文章に不具合が生じている。
- ・ 第 70 期定時総会において同様の改正を行ったが、不十分な点が見つかったため追って改正を行いたい。

発議内容

- ・ 該当する条文を以下のように訂正したい。

連盟規約 《監督・介添の指導》 第四十六条

- ④「本座線を越えて選手を指導できる介添者は、各立につき一名のみとする。二人以上が本座線を越えて指導した場合、二人目以降が指導した以降の該当選手の全ての矢を外れとする。」

連盟規約 《ブロック分け抽選会》 第五十六条

- ②「抽選方法は以下とする。まず、AB(C)と書かれたくじを一本ずつ用意する。次に、本連盟第六十九条に基づいて決定したブロック内順位が同順位の大学同士で、土記前述のくじをひく。引いたくじに記載されているアルファベットがその大学の所属するブロックとなる。」

質疑応答

質問なし。

議決

全会一致で可決された。

改正案② 選手通知書類の簡略化

発議背景

- ・新人戦やリーグ戦において選手の通知は現在「氏名」に基づいて行われている。しかし、この方法では登録時に漢字の表記ミスが発生し、試合運営において問題が生じている。
- ・部員登録番号で選手を通知することでこれらの問題が無くなると想定し、規約の改正を行いたい。

発議内容

- ・該当する条文を以下のように訂正したい。

連盟規約 <選手の通知> 第六十四条、第九十四条、第一二三条、第一四四条

- ①「各大学は試合開始前に当日の試合に出場する選手八名と控え四名の氏名**部員登録番号**を立合及び相手校に書面で通知しなければならない。通知なく本座線を越えて入場した場合、当該選手の矢を全て外れとする。」

質疑応答

[青山学院大学より質問]

公式記録用紙については氏名を記入するのか。

公式記録用紙には、部員登録番号と選手登録用紙を参照して氏名を書いていたきたい。

[東京大学より質問]

選手登録用紙には、部員登録番号の他に行数が記載されているが、それらの混同によるミスが増えるのではないか。

行数が記載されている「No.」の列を消してしまうと部員が何人いるのかが分かりづらくなってしまうので「No.」を消すことは考えていない。ただ、部員登録番号が分かりやすいように強調して記載することは可能なので、そのような形で対応させていただきたい。

[武蔵大学より質問]

部員登録番号のローテーションはどうしているのか。

部員登録番号は、毎年行っている全日本学生弓道連盟の部員登録に基づいた番号となっている。そのため登録の順番によっては毎年番号が変わることもあり、一度登録された番号がそのまま保存されて何年も使われるということはなく、多くても2桁までにしかならないようになっている。

[東京大学より質問]

登録時に漢字の表記ミスがあるというが、本座線で立合の人が毎回本人に立順届を直接見せて氏名の漢字を確認することを義務化してはどうか。

今期リーグ戦において、そのような対応を立合講習会の方で義務づけていた。

[中央大学より質問]

公式記録用紙に氏名を書き直してしまうと、あまり漢字の間違いは減らず、表記を番号に変えた意味がないと思うので、記録用紙の方にも番号のみの記入にするか、やはり立順用紙の方にも氏名を書くというように統一していただきたい。

公式記録用紙の方で漢字の間違いがあっても結果にあまり支障はないが、立順登録用紙や交代届の方で漢字が間違えて通知された状態で選手が出場してしまうと、不正な立順登録用紙または交代届の使用としての中の外れ処理となる。記録用紙での漢字の間違いは本連盟の方から立合に対して連絡し、訂正していただくという形で対応していきたい。

[慶應義塾大学より質問]

選手の部員登録番号を本人も含め皆が認識する必要があると思うが、リーグ戦においてもアリーナ大会のように、ゼッケン番号を付けるというような対応をすることは考えているのか。

リーグ戦や新人戦における選手の照合は、本座線で立合の方が選手の氏名を確認するという作業を踏むので問題ないと考えている。

[東京農業大学より質問]

部員登録番号から選手の名前を照合するのは時間がかかってしまうと思うので、番号ではなく選手の名前をカタカナや平仮名で書けばよいのではないだろうか。

本連盟でもそのような対策は考えたが、数字の方がカタカナなどで氏名を表記するよりも、書く人によって生じる文字の違いが少ないと考えている。

[東京農業大学より質問]

カタカナの大文字、小文字の見分けがつきにくいのであれば、文字判別をしやすくするために用紙を工夫してはどうだろうか。

外国人の選手などは氏名をカタカナで書くと非常に長くなるので、数字の方よいと考えている。

[武蔵大学より質問]

記録用紙に番号と氏名の両方を書けば、漢字の間違いがあっても学連側は番号で参照できるので、多少の氏名の表記ミスは許容して立合の負担を減らしてほしいがどう思うか。

記録用紙で氏名または番号をミスしていたときに、本連盟から訂正の連絡を入れなければならず、結果的に手間が増えるので氏名のみでよいと考えている。また、リーグ戦は公式戦なので、氏名の表記間違いを見逃すということは考えていない。

議決

賛成 28 票 反対 22 票

出席者の 3 分の 2 を満たさないため否決された。

反対意見

[東京大学より意見]

練習試合の際に部員番号を用いた形式で行うとなると毎回相手校の名簿をコピーしなくてはならなかったり、相手校の記録が番号でしか残らなかったりして、少々負担が大きいと感じた。

改正案③ 競射の先攻・後攻の決定について

発議背景

- ・定時総会において、リーグ戦における競射の先攻・後攻の決定に関する規約改正をした。
- ・新人戦においてもリーグ戦と同様に競射前の集合及び矢振りを試合時間短縮のため廃止したい。

競射の際の注意点

- ・主審の動きについて

競射の実施が決まった場合、各校の責任者に結果の確認を行う。両競技校責任者との結果の確認を終えたら、射位線にて同中競射の宣言をする。

その際、両校を集合させずにそのまま競射の開始の宣言をして選手に準備をさせる。

- ・男子の試合について

一手競射で決着がつかず一本競射が何度も続く場合でも、先攻・後攻は入れ替わらないものとする。

発議内容

- ・該当する条文を以下のように訂正したい。

連盟規約 《団体競技における勝敗の決定》 第一一〇条、一三二条

- ③「競射の先攻・後攻は、一手競射・一本競射の前にそれぞれ矢振りを行って決め、一本競射が続く場合は毎回矢振りを行う。第一二一条第二項に従う。」

規約 第一二一条、第一四二条 《先攻・後攻の決定》

- ①「試合の先攻・後攻は、矢振りによって決定する。」
②「競射の先攻・後攻は、試合の先攻・後攻に準ずるものとする。」

質疑応答

質問なし。

議決

全会一致で可決された。

10. 全体を通じた質疑応答（委員長 宮良）

[桜美林大学より質問]

的中の外れ処理を判断する際は、目視確認をしっかりとするという規約や細則をしっかりと記載していただきたい。また、立合は異なるリーグないしブロックの大学がするのがよいのではないか。

的中確認をする際に、目視で矢に触れたか否かの確認をするという内容は、立合講習会などで加盟校に対してしっかり伝える。

立合を担当する大学については、もし異なるリーグまたはブロックにおける試合の立合ができないという大学が発生した場合、結局同じリーグ内や同じブロック内の大学で立合を行ってもらう可能性がある。また、立合に関しては懲戒処分があるので、それが不正行為に対する抑止力となっている。

《二日目》

1. 定足数確認（委員長 宮良）

連盟規約 《定足数》 第十九条

「総会は加盟校の三分の二以上の出席、または委任状の提出がなければこれを開くことが出来ない。」

加盟校 52 校のうち 50 校の出席、1 校からの委任状を確認

加盟校 2/3 以上参加のため、総会開催条件を満たす。

質疑応答

質問なし。

議決に関する根拠

連盟規約 《議決権の行使》 第二十一条

「総会の議決権は各大学一票とし、各大学の代表者一名がこれを行行使することが出来る。」

連盟規約 《議決の方法》 第二十二条

「総会の議決は加盟校の過半数でこれを決議し、可否同数の場合は議長に一任する。但し、本規約の改正は第二十三条、議決を要する懲戒処分については第二十八条に従う。」

2. 本連盟規約改正（委員長 宮良）

改正案④ 的への接触規定について

発議経緯

- ・ 現行規約では不明矢が発生した場合でも的に触れることはできないが、役員が運営する大会では的紙を切って不明矢の的中を判断している。
- ・ 加盟校が立合を務めるリーグ戦や新人戦、個人戦でも役員の指示によりの紙を切り、正確なの中判定を可能にしたいという意図がある。

発議内容

- ・ 該当する条文を以下のように訂正したい。

連盟規約 第三十七条 《的中規定》

- ③「行射終了後、的中確認をする前に矢または的に接触した場合、その的全ての矢を外れとする。なお、その際、接触行為の有無に関する判断は審判が行う。なお、的中判定が困難な場合は、本連盟の判断によりのに触れることを認める。」

質疑応答

[東京農業大学より質問]

アリーナ大会とリーグ戦での的が異なるが、リーグ戦で使用する紙的を切っても的中の有無が分かることはないと思うので、ビニ的を使用するアリーナ大会で切ることができるようにするのはどうか。

選抜大会や伊勢大会では紙的を使用している。これらの大会でも的紙を切る事案が発生している。的中規定に記載するのであればビニ的を使用する全関東大会と紙的を使用するリーグ戦、新人戦でも統一させたいというのが、当連盟の意向である。

[東京大学より質問]

規約に的紙を切る際に審判が行うとの記載がない、また「なお、的中判定が困難な場合は、本連盟の判断によりのに触れることを認める。」については当該条文の最初の文から含むのではないか。

条文の「本連盟の判断によりのに触れることを認める。」は審判（立合）が対応することを前提としている。

[中央大学より質問]

条文の内容が抽象的だと感じる。例えば的に触れることに関して、的を外して触れることが可能なか串に付けたまま触れるのかまた、触れることができるのは的場のみなのか否かについて定義づけをした方がいいと思うが、どうか。

細かい点について規約で縛ってしまうと、後に改正する際の手続きが困難であるため規約に関しては広い意味で定義づけを行う。また大会ごとに変更する点もあるため詳細は大会要項に記載していく。

[東京科学大学より質問]

①学連の判断によつて的に触れることを許可されても矢に触れることは認められないという認識で問題ないだろうか。

②的枠付近に矢が集中した際に両校の責任者の同意を得たうえで、多少の矢の接触があつてもそれが的中に影響しないように認めてもらいたいがどうだろうか。また万が一的中が落ちて的中を外れた場合の立合の責任が重くなってしまうと思うがどのように考えているのか教えてもらいたい。

①その認識で問題ない。

②的紙を切る際に両校の責任者を立ち合わせることは今期も行っていた。もし立合が矢に触れてしまった場合でも責任を立合に全て負わせることはなく、当連盟が最大限のサポートをする。各校の責任者と立合校、すべての当事者の話を聞きながら懲戒処分を行うか否かを判断する。

[東洋大学より質問]

立合の責任問題について、立合が矢に不慮の事故で触れてしまった場合の責任は立合に行かないと思うが、的中は外れになるということだろうか。

触れてしまった当該矢の的中は外れとなる。百射会等において役員が運営する際にもこちらの規約を適用して的中の公平性を担保したい。

[法政大学より質問]

新しい規約ができることで異議申し立ての事例が増えると思うが、どのように考えているか。

規約の改正を提案したのは大会の際に、的中判定の正確性を担保するためにこちらの規約を用いて、役員が的紙を切つて的中を判定したいと考えているためである。リーグ戦、新人戦ではどうしても的中判定が困難であり、的中の有無を本連盟で判断してほしいと問い合わせがあった場合にのみこの規約を用いたいと考えている。

議決

賛成 40 票 反対 10 票

出席者の 3 分の 2 を満たすため可決された。

改正案⑤ 試合数の最大化に伴うブロック統合について

発議経緯

- ・ 今期女子部リーグ戦 V 部において試合数が 1 試合のみのブロックがあった。
- ・ 現行規約では 2 校以上の差がないと再抽選ができなくなっている。
- ・ リーグ戦において試合が 1 試合のみしか行われなことは公平性に欠けるものであると判断し、発議に至った。

発議内容

- ・ 以下のような条文を追加したい。

連盟規約 《リーグ編成》 第五十五条、第八十五条

追加条文

⑤「前項に当てはまらない且つ、同一リーグ内で三試合に満たないブロックが複数存在する場合、当該校の代表者を招集し、リーグ内で試合数が最大化できるように再度ブロック抽選を行う。」

質疑応答

[中央大学より質問]

- ①不出場はいつ判明するのか。また棄権の場合は、当日棄権の連絡が来るのかを言及してほしい。
- ②同一リーグ内で三試合に満たないブロックの場合、十傑や東西選手の出場条件に満たすまで弓を引けないことが問題であると思う。そのため、試合数を最大化して2つのリーグに分けるのではなく、ブロックを1つに統合してどの大学も試合数が4回になるようにすることを優先させた方がいいのではないかと思う。

- ①不出場と棄権は別物である。リーグ戦の不出場は7月ごろまでに本連盟に申請するようお願いしているものである。不出場はその期のリーグ戦の全ての試合に出場しないことである。当日の棄権は、連絡があった試合にのみ適用される。
- ②ブロック内の試合数が4試合未満の際に、東西選手の選考基準の行射本数に満たないことについては、選考基準の行射本数に満たない場合、申請があれば本連盟で記録会を実施している。そのため、リーグ戦内で行射本数を揃える必要はないと考えている。また、リーグ戦はブロック内での総当たり戦であるため、ブロックを1つに統合することは運営上の問題や他のブロックとの公平性にも照らして適切ではないと考えている。

[東京外国語大学より質問]

- ①入替戦について、入替戦は上位ブロックの最下位と下位ブロックの1位が行うが、ブロックの統合により上のブロックが減ってしまう可能性があると思うが、その場合の入替戦の規定はどうなるのか。
- ②連盟規約第一〇六条④によると、IV部とV部の入替戦には、V部には2つのブロックが必要になると思うが、試合数を最大化するためにブロックが1つに統合されるとV部が1ブロックになってしまい、規約と異なることになると思う。このことについてどのように考えているか。

- ①現在も男子のII部とIII部の間と女子のI部とII部の間は上のブロックに対して下のブロックの方が多い状態である。入替戦を行う際には三つ巴戦を行うことによって対処しているので今回の条文が追加された際にも同じ対応をしていく。また、上位リーグが2ブロック、下位リーグが3ブロックの間の入れ替え戦の場合は、上位ブロックの最下位校2校と各ブロックの4位の大学のうち最も中率が低い大学が入替戦に進むことになる。
- ②同じく連盟規約第一〇六条⑤に「本連盟が入替戦の具体的な組み合わせを加盟校に公表する以前に、女子部リーグ戦の不出場又は入替戦の棄権を本連盟に連絡した場合、組み合わせは本連盟が裁定する。」と記載がある。この条文を適用することで第一〇六条④に違反することはないと考えている。

[青山学院大学より質問]

- ①男子のV部リーグが2ブロックに統合された際にはIV部とV部の間の入替戦は、女子部のIV部とV部の間の入替戦と同じような形で行うということで問題ないだろうか。
- ②連盟規約第七十八条、第一〇六条の男子部、女子部の入替戦組合せの条文について、第七十八条には、「…入替戦組合せは、原則として次の通りとする。」とあるが、第一〇六条の女子部の方には「原則」という言葉の記載がないため、表記に揺れがあると思う。

- ①その認識で問題ない。
- ②連盟内に持ち帰って審議する。

議決

賛成49票 反対1票

出席者の3分の2を満たすため可決された。

改正案⑥ ブロック再抽選の方法について

発議経緯

- ・現行の規約には定時総会でのブロック統合に伴う再抽選の方法について記載がなされていない。本改正によってブロック再抽選の方法を明確にしたい。

発議内容

- ・以下のような条文を追加したい。

連盟規約 《ブロック分け抽選会》 第五十六条

追加条文

- ④「第五十五条に基づいて再抽選を行う場合の抽選順位の決定方法は次のとおりとする。

ブロック内の順位を昇順に並べて統合後のブロック数に合うように抽選順位を決定する。その際、同率順位になる大学が統合後のブロック数を上回る場合は的中率の高い方を上位とする。但し、的中率も同率の場合は昨年度の順位が高い方を上位とする。なお、抽選方法は本条第二項を参照して行う。」

質疑応答

[成城大学より質問]

ブロック再抽選の時期と方法について教えてほしい。

ブロック再抽選は、定時総会の際にくじを用いて行う。

[國學院大學より質問]

- ①ブロック再抽選を行う時期はリーグ戦の前で間違いないか。
- ②第72期のリーグ戦を行うにあたり、ブロック再抽選を行う際は追加条文内の「…ブロック内の順位を昇順に並べて統合後のブロック数に合うように抽選順位を決定する。」の、ブロック内の順位というのは第71期のリーグ戦の順位を使うことで間違いないか。
- ③追加条文内の「但し、的中率も同率の場合は昨年度の順位が高い方を上位とする。」について、昨年度というのはいつ的中率を使用するのか。
- ④(スライド17枚目)先ほど説明があったブロック再抽選の例について、Aブロックの4位とCブロックの4位の順位が一緒で的中率が同率である場合というのは、昨期の順位、的中率も一緒であるということだと思うが、その場合はどのようにして順位を決定するのか教えていただきたい。

- ①その認識で問題ない。
- ②ブロック内の順位を並べる際には、第72期リーグ戦においては第71期のものを使用数する。
- ③同率の的中率の場合に参照する「昨年度の順位」とは、第72期リーグ戦においては第70期のものを指す。
- ④第72期のブロック再抽選を行う場合、第71期の順位と的中率が同率の際に参照するのは第70期のものとなる。本連盟は8月末をもって年度が切り替わるという形になっている。そのため定時総会が開催される時点においては第71期であるから昨年度は第70期を指している。

[東京大学より質問]

- ①追加条文の最後の文について、「…本条第二項を参照して行う。」とあるが当該第二項には、「…次に、本連盟第六十九条に基づいて決定した…」とあるので参照に齟齬が生じている。
 - ②六十九条の方には「…前年度の順位によって…」とあるが、追加条文の方には「…昨年度の順位が…」とあり、表記に違いが出ている。
- ①追加条文の「…本条第二項を参照して行う。」については、二項を参照して行いたいという内容なので、二項の規定に従うもので問題ないと思う。
 - ②把握しきれていなかった。今後臨時総会等で誤植として訂正していく。

議決

全会一致で可決された。

改正案⑦ 全関個人戦予選について①

発議経緯

- ・ 現行の規約では、個人戦予選は男女ともに 3 次予選までであるが、コロナ渦の影響で 2 次予選までに短縮して運営されていた。
- ・ 規約改正を先行させるべきだったが、緊急性から後回しになっていた。
- ・ 現在の予選形態に基づいて規約を改正したい。

発議内容

- ・ 該当する条文を以下のように訂正したい。

連盟規約 《試合方式》 第一七三条

③「男子個人戦は次の規定を以て行う。

- 一、第一次予選 一手一中以上通過
- 二、第二次予選 ~~一手~~四射皆中通過
- 三、~~第二次予選~~ ~~一手~~皆中通過

~~四三~~、射詰 但し、四本目より約二四・二センチ（八寸）的とし、星は八・一センチ（二寸八分）とする。

④「女子個人戦は次の規定を以て行う。

- 一、第一次予選 四射二中以上通過
- 二、第二次予選 ~~一手~~ ~~一中以上~~ 四射三中通過
- 三、~~第三次予選~~ ~~一手~~皆中通過

~~四三~~、射詰 但し、四本目より約二四・二センチ（八寸）的とし、星は八・一センチ（二寸八分）とする。」

質疑応答

質問なし。

議決

全会一致で可決された。

改正案⑧ 全関個人戦予選について②

発議経緯

- ・ 現行の個人戦予選では男女で行射本数が異なり、公平性に欠けている。
- ・ また、現行の予選形態では最終予選で皆中しなくても決勝に進むことができる。皆中達成を突破の条件とすることで、本来の目的を達成できる。

目的

- ・ 行射本数を統一する
男女間で異なる行射本数を統一し、予選の形態における公平性を確保する。
- ・ 予選突破基準を見直す
最終予選の条件を皆中に変更し、予選を通過するための基準を見直す。

発議内容

- ・ 該当する条文を以下のように訂正したい。

連盟規約 《試合方式》 第一七三条

④「女子個人戦は次の規定を以て行う。

一、第一次予選 四射二中以上通過

二、第二次予選 四射三中一手皆中通過

三、射詰 但し、四本目より約二四・二センチ（八寸）的とし、星は八・一センチ（二寸八分）とする。」

質疑応答

[東京理科大学より質問]

予選の通過条件に皆中を設ける意図は理解できるが、後ろのページを拝見すると全関の時間が現状伸びていてそれを短縮したいという議題があった。条件を変更すると通過人数が増えて全関の時間が伸びてしまうのではないかと思うが、どのように考えているか。

現在の通過条件の的中率は 62.5%であり、規約を改正した後の通過条件は 66.7%である。的中率の増加は 5%程度なので、改正後も通過人数は減るか、増えるとしても微々たるものと考えている。

[中央大学より質問]

- ①女子の通過条件を男子と同じ条件にしない理由を教えてください。
 - ②時間短縮を図るのであれば、男子も女子も同じように競技をした方がいいと考えるが、この点についてどのように考えているのか教えてください。
- ①定時総会で一度この議題を提案したが、否決されたため新しく提案した。
 - ②女子の通過条件を男子と同一にすると、予選通過人数が著しく下がることが予想されるため、男子と女子とでは分けて考えている。

[早稲田大学より質問]

この規約の改正の目的として行射本数の統一行射本数をそろえたいとしているが、男女間の公平性を確保するのであれば、予選の通過人数をそろえる方が公平性を確保できると思うがどう考えているのか教えてください。

現状の予選の形態であると、男子よりも女子の方が通過人数が多くなっている。今回の改正では男女で通過人数を揃えるのではなく、あくまでも行射機会の均等化を目的として6射で統一したいと考えている。

[明治学院大学より質問]

行射本数を合わせることが優先だとしているが、2分の1、4分の3を条件にするのはどうか。

目的にもある通り皆中を条件にしたいと考えている。射詰を予選から行うと考えてもらいたい。

議決

賛成 47 票 反対 3 票

出席者の 3 分の 2 を満たすため可決された。

【13 時～14 時半まで休憩】

3. 全日本学生弓道連盟よりお知らせ（全日本学生弓道連盟委員長 林）

令和6年度事業報告

- ・第36回全国大学弓道選抜大会 6月29日～6月30日 於：明治神宮弓道場
- ・第72回全日本学生弓道選手権大会 8月22日～8月24日 於：グリーンアリーナ神戸
- ・第55回全日本学生弓道遠的選手権大会 8月25日 於：ユニバー記念競技場
- ・夏季中央委員会 8月26日 於：神戸市教育会館
- ・第62回伊勢神宮奉納 11月23日～11月26日 於：伊勢神宮弓道場（三重県伊勢市）

<その他>

- ・各地区学生弓道連盟大会後援
- ・機関紙『学生弓道』発行

令和7年度事業計画

- ・第37回全国大学弓道選抜大会
令和7年6月28日（土）、29日（日）予定
於：明治神宮至誠館
- ・第73回全日本学生弓道選手権大会
日時：令和7年8月18日（月）～8月20日（水）予定
於：日本武道館
- ・第56回全日本学生弓道遠的選手権大会
日時：令和7年8月21日（木）予定
於：明治神宮至誠館遠的弓道場
- ・夏季中央委員会
日時：令和7年8月22日（金）予定
於：未定
- ・第63回伊勢神宮奉納
日時：令和7年11月21日（金）、22日（土）予定 王座男子・東西男子
令和7年11月23日（日）、24日（月）予定 王座女子・東西女子
於：伊勢神宮弓道場

<その他>

- ・各地区学生弓道連盟大会後援
- ・機関誌『学生弓道』発行

インカレ大会について

- ・女子部立人数の増加について
弓道競技人口比の改善や時代情勢を鑑み、近的大会団体戦において、女子を3人立か4人立へ引き上げることを検討している。
- ・次回大会の引き上げについて
引き上げ時に生じる各種の問題点とその解決策に関して議論を行っている。
次回大会からの実施については現在検討している。
引き上げる場合は中央委員会を行い、来春を目処に加盟校に通知する。

部員登録関連について

確認期間

<2月1日～3月31日>

- 今年度で引退する部員および退部登録をした部員が消えているか等を確認する。
- 次年度在籍していない部員が残っていた場合、本連盟に部員の削除の連絡をする。
- 3月31日を過ぎると、部員の削除はできない（退部扱いとし、次々年度削除される）。

新入部員の登録

<4月1日～9月30日>

- 加盟校の部員となった時点で部員登録が必要である（正加盟・準加盟問わず）。
- 9月30日以降に入部した部員がいる場合は、その都度部員登録すること。

部員登録について

- ・部員は漏れなく登録すること。
- ・大会での選手情報が誤ったものになってしまうので、間違いのないよう登録すること。
- ・質問がある場合は、全日本学生弓道連盟 HP の部員登録マニュアルを読んだうえで連絡すること。
- ・全日本弓道連盟の会員IDや審査に関する事項などは、全日本弓道連盟に連絡すること。
- ・学生証コピーの提出について
各地区学連の指示に従うこと。
用紙は全日本学連 HP 掲載の指定の書式を使用すること。
- ・部員登録費・連盟費について

連盟広報について

- ・ Instagram にて広報活動を行っている。
- ・ Instagram では各大会の出場校紹介を行っている。

オープンチャットについて

- ・ 引継ぎについて
全日学連オープンチャットの引継ぎも行うこと。
- ・ その他連絡
連盟から加盟校への連絡に主に用いるオープンチャットである。
大会や連盟に関する相談は HP に掲載している連盟メールアドレスまで行うこと。
参加後はアナウンスしている参加登録フォームから参加登録を行うこと。

4. 第 5 5 回全関東学生弓道選手権大会について（委員長 宮良）

開催日時

- 5月17日（土）
：個人戦予選（男子）
- 5月18日（日）
：個人戦予選（女子）
- 6月14日（土）
：団体予選、団体決勝トーナメント（中盤まで）
- 6月15日（日）
：団体決勝トーナメント（決勝まで）、OB戦、個人戦決勝射詰

開催形式

- 個人戦予選
：オンライン開催（於 加盟校道場）
- 団体予選・団体決勝トーナメント、OB戦、個人戦決勝射詰
：対面開催（於 日本武道館）

全関団体戦の制限時間について

発議経緯

- ・今年から団体戦予選が対面になった都合上、タイムスケジュールが大幅に変更になった。
- ・結果的に日本武道館の借りている時間を大幅に過ぎての撤収になってしまった。

現状分析

- ・団体予選の対面化により競技時間が6時間増加した。
- ・今年は撤収作業で養生シートの撤収を行わなかった。

ディスカッショントピック

- ・団体戦の制限時間見直しについてどう考えるか
- ・仮に制限時間を見直す場合に、どれだけ短縮できるか

5. 役員派遣負担金について (副委員長会計 林)

役員派遣負担金制度

2022年8月	定時総会にて発議 <ul style="list-style-type: none">・発議経緯の説明
2022年12月	学生弓道合同研修会にて検討 <ul style="list-style-type: none">・具体的な制度内容を検討・金額設定方法に問題あり・制度導入自体については、賛成多数で決議
2023年1月	臨時総会にて再検討 <ul style="list-style-type: none">・改善した金額設定方法を説明・制度上、導入は来年度以降に持ち越し
2023年8月	定時総会にて可決 <ul style="list-style-type: none">・金額設定方法も含め導入が可決

発議経緯

- ・様々な理由(例：人が少ない、役員に負担がかかってしまうこと)を理由に役員派遣を断られるケースが続出した。
 - ・結果的に一部の協力的な加盟校への負担が増大している。毎年役員を出す大学もある。
 - ・役員所属校がⅠ～Ⅲ部校に偏り、幅広い意見集約に支障が出ている。Ⅳ、Ⅴ部校の意見を求める。
- 役員派遣校、非派遣校間の負担の均一化をめざし、役員派遣へのインセンティブを設ける。
- ・連盟費および部員登録費を半額に設定し、残余分を役員派遣負担金を通して回収する。
(例) 連盟費：20000円 → 10000円 登録費：1000円 → 500円
 - ・減収分を役員非派遣校に役員派遣負担金として負担してもらう。
負担割合を面接に参加し、部員数と掛け合わせたものを荷重部員数と定義する。
なお、現役員を派遣している大学は派遣ありとしてカウントする。
(例) 参加：部員数 × 1.5 不参加：部員数 × 2.0
 - ・百射会までに内定辞退した場合、荷重倍率を3倍とする。
それ以降に蒸発した場合、又は更迭された場合は更迭条項を適用する。

発議内容

- ・役員派遣校の荷重率を1倍から0倍に変更する。

発議背景

- ・「役員を派遣していない大学が、残余分を支払う」という考えである。
- ・部員数が多いにも関わらず、役員を派遣していない大学の役員派遣を促すことが出来る。
- ・計算方法が分かりやすい。

質疑応答

質問なし。

議決

賛成 45 票 反対 5 票

出席者の 3 分の 2 を満たすため可決された。

6. 2025 年度新役員募集について (専任委員 塚原)

学連とは

- ・大会や行事の運営を行う組織である。

学連の主な年間スケジュール

4 月	新役員加入
5 月	記録会・百射会
6 月	全関東大会、全国選抜大会
8 月	定時総会、インカレ大会、4 年生引退
9、10 月	リーグ戦
11 月	伊勢大会
12 月	代々木研修会
3 月	新人戦

新役員募集日程

- ・12 月 9 日にアンケート 2 点をメーリングリストとオープンチャットに公開する。
役員派遣の有無に関するアンケート (大学単位で回答)
面接を受ける部員に関するアンケート (立候補する場合のみ本人が回答)
→12 月 31 日締め切り。
- ・面接実施期間は 1 月末～2 月末とし、原則各週の火曜と木曜を実施日として設定している。
- ・3 月中に役員を派遣する 大学名のみ公表 をする。

面接形式

- ・面接場所：学連事務所 (東京都千代田区飯田橋 2 丁目 12-10 日高ビル 2 階)
- ・面接日程：アンケート結果をもとに決定し、45 分程度
- ・面接担当：全日本学生弓道連盟執行委員 伊香亮平
東京都学生弓道連盟専任委員 塚原凜太郎
書記として他 1 名

勤務形態

- ・2025 年 4 月から 2027 年 8 月末まで役員として活動する。
- ・募集は 1 年生(新 2 年生)のみ、4 年時のインカレ大会を持って引退する。
- ・年に数回遠征がある。
- ・長期の留学は不可。

ディスカッショントピック

- ・役員派遣に関する意向について（プラスの面、マイナスの面）
- ・役員の仕事内容への理解度について

質疑応答

質問なし。

7. 新人戦について（専任委員 塚原）

開催期間

2月8日（土）

：トーナメント抽選会

2月22日（土）

：立合講習会

試合日程

①：3月毎週日曜開催

②：3月土日開催

※試合日程については参加校数、貸出可能道場数により決定する。

※3月すべての週末が試合日になる可能性がある。

開催形式

- ・トーナメント抽選会
 - ：オンライン開催
- ・立合講習会
 - ：オンライン開催
- ・試合
 - ：対面開催

参加にあたってのお願いと諸注意

- ・道場貸出への積極的な協力を強く要請する。
- ・大会要項を熟読すること。
- ・主将、主務などの部の幹部や立合を務めた者は電話にいつでも出られるようにしておくこと。
- ・新人戦期間中は原則練習試合を禁止とする。

新人戦アンケート

- ・新人戦への参加の有無についての調査
- ・新人戦への2チームの出場を希望するか否かの調査

※新人戦は本来、1大学2チームまで出場することが可能である。しかし、会場確保の兼ね合いで近年1チームに制限している。

8. 告知・注意喚起（委員長 宮良）

出場停止処分

- ・未成年飲酒や未成年喫煙等、社会規範から逸脱した行為を犯した場合には、出場停止処分を行うことがあるので、全部員に徹底させること。
(部員個人の行為であっても処分の対象となる)
- ・また、行為があった際には必ず本連盟まで速やかに報告すること。
隠蔽があった場合には厳しく処罰する可能性があることを注意すること。

注意喚起

リーグ戦において、会場校側の道場説明を守らない競技校が多数存在するとの報告があった。

(具体例：喫煙禁止にも関わらず吸い殻が捨ててあった。矢声禁止であったのに大声で発声していた。)

→**競技校として参加する際には、道場説明の内容を厳守すること。**

正しい情報での選手登録を徹底

- ・的中管理データの根幹を担う大切なデータである。
- 必ず期限内に正しく登録、訂正すること。
- ・期限については今後、明確化する方針である。

※おおもとのデータは全日本学生弓道連盟への部員登録情報である。

→学連が作成する選手登録用紙に間違いが多い場合は、部員登録情報を見直すとよい。

電話番号登録のお願い

・都学連事務所：03-6910-0791

※電話帳に連絡先を登録しておくこと。

幹部名簿提出のお願い

・有事の際に各校の責任者に直通する連絡先を参照する場合がある。

・テンプレートに必要な事項を記入すること。

・PDF化したものを提出フォームから提出すること。

・**提出期限：12月15日（日）**

9. 全体を通した質疑応答（委員長 宮良）

[工学院大学より質問]

リーグ戦において籐の部分に印をつけて試合に出場した選手がいる。規約の改正等を行えないのか。

全日本学生弓道連盟ないし東京都学生弓道連盟の規約では、この行為を禁止していない。また、この行為を禁止するという規約の改正については都学連の判断だけでは決めかねる。

[早稲田大学より質問]

規約の20ページの第一一六条の③には新人戦の試合方式が一立、山立と記載してあるが、現在行われている新人戦の要項には順立と記載されている、どちらが正しいのだろうか。

順立で行うことを原則とするが、道場が狭いなどの理由で山立での行射を認めているためこのような表記になっている。

[東京大学より質問]

本学から隔年で委員長を出しているがこれは慣習なのか、義務なのか。

規約や規則などで、そのように定めているわけではない。慣例になっている。

[東京外国語大学より質問]

いつ新人戦のスケジュールは確定するか。

実施要項は1月の末までには公開する予定である。

[日本大学より質問]

- ①的をたてる角度を統一してほしい。
- ②女子部リーグ戦の午前・午後試合を廃止してほしい

①全日本弓道連盟の方では定められているが、アリーナ大会や加盟校の道場で試合をするという性質上、その都度角度を決めるとするのは難しい。しかし、今後決めていく必要性は感じている。

②年々、道場貸出校数が減少していることを考えると、午前と午後に分けて試合を行うしかないというのが現状である。加盟校の皆様のご協力をお願いしたい。

[桜美林大学より質問]

全関東大会でも女子は四人立になるのか。

団体戦と個人戦のすべてを二日間で行うため、全関東大会での四人立は不可能であるというのが本連盟の見解である。